関係法令の遵守について

✓ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連法令について、ポイントを押さえておきましょう。

注）多面的機能支払交付金の共同活動の実施に当たって遵守すべき全ての法令を網羅したものではありません。共同活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	**ポイント**	**対象組織等**
（１）適正な施肥		
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）	本法では、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産等に関する規制をしています。（第１条） 肥料を生産する場合は、その銘柄ごとに農林水産大臣若しくは都道府県知事の登録を受ける、又は、都道府県知事への届出を行う必要があります。（第４条、第22条）	みどり加算（※）を実施する活動組織等
（２）適正な除草や害虫駆除等		
農薬取締法（昭和23年法律第82号）	本法では、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の登録制度を設け、販売、使用等を規制しています。（第１条） 農薬使用者に対し、省令で定める基準（※）に違反して農薬を使用してはならないとしています。（第25条） ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第５号） 農薬使用者の責務や農薬の表示事項の遵守、農薬を使用した際に帳簿に記録することなどについて規定しています。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

関係法令の遵守について

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	**ポイント**	**対象組織等**
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）【通称】廃棄物処理法、廃掃法	本法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な分別、保管、再生、処分等の処理、生活環境を清潔にすることについて規定しています。（第１条） 国民の責務として、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用、廃棄物の分別排出、廃棄物の減量等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとしています。（第2条の４） 事業者（公共公益事業等を実施する者を含む）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしています。（第３条）	全ての活動組織等
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	本法では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品（以下、「プラ製品」という。）の使用の合理化、プラ製品の廃棄物の再資源化等を促進するための制度の創設等の措置について規定しています。（第１条） 消費者等の責務として、プラ製品廃棄物の分別排出、プラ製品の過剰な使用の抑制等合理化によるプラ製品廃棄物の排出抑制、再生プラ製品の使用等に努めなければならないとしています。（第４条）	全ての活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等		
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）【通称】みどりの食料システム法	本法では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、基本理念及び農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置について規定しています。（第１条） 「みどりチェック」の取組は、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられており、本法に基づいて国が定めた基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限の内容について取り組むものとしています。（第15条）	全ての活動組織等
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	本法では、地球温暖化対策の推進のため、計画制度と社会経済活動等による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置について規定しています。（第１条） 国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のために取り組むよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出量削減等のための施策に協力しなければならないとしています。（第６条）	全ての活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施と猟具の使用に係る危険を予防することについて規定しています。（第１条）	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）【通称】鳥獣被害防止特別措置法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村の計画制度や被害防止施策の実施に係る財政上の措置（※）、鳥獣被害対策実施体の設置、捕獲等した対象鳥獣の適正な処理や有効利用のための措置等について規定しています。（第１条） ※　支援措置：鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等